

医療情報基礎知識検定試験会場の認定要件

1. 20人以上の受検者を収容できる試験室を有していること(なお、受検者と受検者の間は1人分の席を空けるものとする)
2. 検定試験実施責任者、および必要な数の監督者ならびに監督補助者(必ず女性を含む)を確保できること
3. 救護室を用意できること
4. 消防法の規定に基づく消防設備や機器を完備していること
5. 緊急時の避難誘導路が明示されていること
6. 試験当日に、試験本部からの連絡(電話、メール)を円滑に受けとることができること

【留意事項】

10名以上の受検が見込まれること (最終的な受検者数がこれを下回る場合は、他の会場での受検をお願いする場合がある)

医療情報基礎知識検定試験会場の誓約事項

1. 試験は、医療情報技師育成部会試験実施本部(以下、試験実施本部という)からの指示に従って、不正が起こらないように、厳正かつ公正に実施する。
2. 試験会場において個別に判断を要するような事態が生じた場合には、原則として、試験実施本部の指示を仰ぐ。試験実施本部の指示を仰ぐ余裕がない緊急の事態が生じた場合は、医療情報技師育成部会から派遣された検定試験運営責任者に連絡し、判断を仰ぐ。
3. 検定試験で用いる問題冊子・解答用紙・受検者名簿等を複写・謄写してはならない。また、試験関係者以外の者に試験問題を漏洩してはならない。
4. 検定試験で用いる問題冊子・解答用紙の配布・回収は注意深く行い、部数管理を徹底する。なお、医療情報技師育成部会から送付された、あるいは届けられた試験部材は、すべて医療情報技師育成部会に返送する。
5. 個人情報保護法を遵守し、受検者の個人情報の取り扱いには細心の注意を払う。なお、試験問題および個人情報の取り扱いについて漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに医療情報技師育成部会に報告する。
6. 医療情報技師育成部会事務局からの運営に関する問い合わせには、全面的に協力する。
7. 検定試験の実施に必要な備品・物品等は、責任をもって準備する。